

第2回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成14年8月5日（月）午後1時30分

場所：東予市総合福祉センター

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 事務局活動報告

(2) 協議項目の協議方法等について

4 議事

協議第1号 合併の方式について

協議第2号 新市の名称について

協議第3号 新市の事務所の位置について

協議第4号 新市建設計画の策定方針について

5 第3回会議の開催日時等について

6 閉会

○ 出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
青木 五十司	荃田 元近	岡田 初	真鍋 行義
井上 豊實	越智 宏司	徳永 英光	佐伯 出
塩崎 武司	久門 渡	瀬川 政子	渡邊 良一
山内 サダ子	森川 義彦	服部 和子	越智 哲雄
今井 正次	青野 久美	玉井 泰三	有馬 馨
渡部 綏彦			

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>それでは、皆さん、こんにちは。</p> <p>委員の皆様、お揃いになりましたので、ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第2回会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、合併協議会の会長からごあいさつを申し上げます。</p>
伊藤会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>前回、7月8日、第1回のスタートをさせていただきまして、本日、東予市における第2回目の協議会を開催することになりました。本日は、29名、会員全員のご出席を見たわけであります。今後、いろんな形で新聞、あるいはテレビ等々メディアの発信等々ございしますが、基本、我々はいかにそれをベースに真摯にご協議を賜りたいと思います。</p> <p>本日、猛暑の折がらですが、また、加えてお忙しい中、全員の参加をいただきましたことを感謝いたします。本日は何とぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまから会議に入りますが、会議の議長は、規約第9条第2項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、議長を会長にお願いしたいと思います。</p> <p>なお、委員の皆様にお願いをいたします。ご発言の際は挙手をいただければ、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それを</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>ご使用いただきますようお願いをいたします。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>それでは、座らせていただきます。</p> <p>規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。よろしく お願いいたします。なお、会議の開催につきましては、規約第9条 第1項の規定によりまして、半数以上の出席が必要であるというこ とでございますが、本日の参加委員の皆様方、29名中全員、29 名参加でございますので、この会議は成立いたしますと、こういう ことに相なります。</p> <p>また、合併協議会の会議に先立ちまして、報道関係者から撮影の 申請がございましたので、会議の傍聴に関する要綱第6条に基づ き、許可しておりますことをあわせご報告申し上げます。</p> <p>それでは、早速、会議次第の3、報告事項、お手元の資料をお配 りしております順に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>7月1日に設置いたしました西条市・東予市・丹原町・小松町合 併協議会事務局のこれまでの活動報告及び協議項目の協議方法等 の意見について、報告を事務局からいたさせます。お願いします。</p>
真鍋局長	<p>それでは、ご報告をさせていただきます。</p> <p>冒頭に申しわけございませんが、この後、順次、事務局がご説明 を申し上げますが、座って説明をさせていただきますことをお許し いただきたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>それでは、お手元の会議資料2ページをお開きください。</p> <p>事務局活動報告をいたします。</p> <p>まず1番目ですが、第1回幹事会を平成14年7月22日月曜日午後1時30分から午後4時半までの間、西条市役所402会議室において開催いたしました。</p> <p>まず、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会幹事会規程第4条による役員を選任いたしました。幹事長には、西条市石川助役、副幹事長には、小松町戸田助役、東予市近藤助役、丹原町北野助役が選任されました。なお、幹事長、職務代理者には、小松町戸田助役が選任されました。また、本日協議いたします項目につきまして、協議調整を行いました。</p> <p>2番目の協議会だよりについてでございますが、印刷会社は、東予市の有限会社 森山印刷所と契約をいたしました。発行予定としましては、8月15日号、A4の4ページでございます。それと、10月1日号、A4の8ページを予定しております。8月15日号の内容といたしましては、第1回合併協議会の開催状況、合併の手続の流れ、お知らせなどを掲載する予定でございます。また、発行部数は、4万4,500部を予定しており、2市2町の広報発行部数に600部程度余分に啓発用として用意をいたしております。配布先につきましては、各世帯、施設、官公署、事業所等を予定いたしております。</p> <p>次にホームページについてですが、8月1日から開設をいたしました。作成委託は、西条市の有限会社 ビッツとしております。</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>内容といたしましては、協議会の状況、協議会日より、2市2町タウンデータなどを載せております。なお、ホームページアドレス、本日、訂正がございまして、正誤表をお配りいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。また、E-mail アドレスにつきましては、ここに書いているごらんとおりでございます。</p> <p>4番目になりますが、視察研修についてですが、先般の協議会の後も事務局で各方面に当たりましたが、現在進行中の協議会はなかなか了解がもらえません。やっとここに載せております山口県の徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の了解が得られました。この協議会は、ことしの9月に合併協議完了の予定で、合併期日は平成15年4月21日を予定しているとのことでございます。2市2町の合併で、新しい事例と思われまますので、10月28日から11月1日の間で日時を設定し、日帰りを実施をしたいと考えております。つきましては、先方に対しまして、研修予定日時を早く知らせる必要もございまして、本日、お手元にお配りをいたしております先進地研修の日程について（調査）というふうなものをお配りしておりますが、これで、8月9日までにファクシミリ、電話でも結構でございます、ご連絡をいただきますようお願いをいたします。基本的には、最も参加人数の多い日で実施をしたいと考えております。多数ご参加くださいますようお願いを申し上げます。</p> <p>次に、次のページになりますが、次に大きな2番目の協議項目の協議方法についてでございます。合併協議会の議事には、報告、議案、協議の3種類があります。地方自治法上、合併協議会は、連絡</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>調整、計画作成を性格に有しておりまして、議会などのように議決機関ではなく、協議の場であるということで、協議事項につきましては、先例地におきましても、決定の表現を「確認」としていることにならい、当協議会でも同じように「確認」と表現することといたしております。</p> <p>なお、協議事項は、提案した協議会の次の協議会まで原則として継続協議とし、次回に「確認」ということで協議を進めることといたしております。</p> <p>以上、報告といたします。</p>
伊藤議長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、何かご質問等ございましたら、順次、ご発言をお願いします。</p>
久門委員	<p>西条市の会議所の久門でございます。</p> <p>「協議会だより」がこの2項に、それぞれ印刷会社等決まりまして、8月15日ですか、10月1日というか、そういう形で発行されることになっておると思いますけれども、私、一番懸念しておりますのは、きょうのこの会場でちょっと言うのは問題かもわからん、ご理解いただきたいんですが、まだ西条市とか、新居浜市には、恐らく東予市、小松、丹原はそういう意識も少ないと思うんですが、ある一部の関係上、西条市の、きょう傍聴にも来られておりますけれども、やはり何人かの議員さんがいろいろ署名活動をしておりまして、やはりもっと幅広く住民の意識を聞くべきではないかという</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>話題が出よんですね。それで、私たちもですね、きょうも午前中も何人かの組織の代表の方が会議所を訪れてくれまして、あす、西条の市長さんと会うんだと。予備的に少し教えてくれと、こう言うんですね。その内容たるやは、経済界も含めて西条市の一部のまた理事者なり、議会なり、我々経済界の人たちが強引に合併を進めておるのではないかと、そういう誤解を招かれておるんです。</p> <p>きょうも1時間ほど話をすると、ありがとうございますと、よくわかりましたと言って帰ってくれるんですが、特に西条市の場合には、1号地、2号地含めまして、40社ぐらいの新居浜市に在籍する企業が来とんですね。そこで働く100人の方というのは新居浜の市民なんです。そういうことですから、恐らく2,000とか、1,500とか、新居浜の市民が西条市に働きに来ていただいておりますとかそういう関係で、特に、新居浜と西条というのは非常に縁が深いわけです。それがゆえに、私たち1年数カ月前からその合併に携わっておる経済界から言いますと、もうわかりきって、新居浜市が言いたいような問題があったわけですが、そういうことを考えながら、市長や議会や私たち経済界も歩調を合わせて、今回の恐らく2市2町というのは、小松町長さんやそれぞれの人たちが指導していただいた中に西条市もかなりしびれを切らすぐらい、新居浜市を迎えようとしておったんですが、できなかったんですね。そのことがまだまだそういう議会の人たちにもご理解をいただけてない。</p> <p>いただいておりますかもわかりませんが、少なくとも合併の経緯をせっかくこの「協議会だより」に出すのであれば、もう1年半</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>も前からいろんな形があったと思うんですよ。それをもう少し詳しくメスを入れて、この合併の経緯をこの「たより」にはっきりした形で形にしてやっていただきたい。今のところは、伊藤市長さんが強引に走りすぎておるから、まだ今からでも伊藤市長さんが中立の立場に返ってくれたら、新居浜市の合併はまだ可能性があるんじゃないかというように言うんです。冗談じゃないですよ、こう言うんですがね。そういう考えなんですね。そんなことですから、もう西条市にとって非常に、特に新居浜市の皆さんは、真剣に考えられとるんです、市民の方は。もう少し時間があるのであれば、新居浜市も加わらせてもらえるのではなからうかという考えの方も相当あると思うんですね。</p> <p>しかし、新居浜の会議所も、私らの会議所も東予の会議所も、小松、丹原の商工会もかなり尽くしたんですよ、1年間。議会の方にも会うてもらい、市長さんにも会うてもらい、それが全く土俵に上がってくれなかったといういきさつを、ほとんどの市民が知らないんです。新居浜市民が。それを西条市に矛先を向けておるんですね。そういうことも含めて、これは東予市の市長さんや小松、丹原の町長さんは、いまさら西条市何を言よんだというけど、それはせめてできたらこの「協議会だより」ぐらいには、今までいろいろご苦労されたことを明確に、今月間に合わなかったら、来月でもいいと思うんですね。何かそういうことをしてあげると、西条の5万9,000の市民が、新居浜市から個々から言われても的確に答えてあげられるんです。西条市の市民も東予、小松も皆同じだと思うんですが、</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>そこまで熱心に皆さん考えておりませんでした。市民そのものは。きょう来られておる方とはまた全然別の方だとは思いますが、そういうできたら、経緯を明確にしておく。この協議会の一つの活字として明確にしてやっていただけないかなと思うんですけど、どうでしょうか。</p>
伊藤議長	<p>「協議会だより」について、掲載すべき事項として、ただいま西条久門委員からのご発言をいただいたわけでありましたが、本協議会にいたすべきか、このことを議論していただきたいと、このように思います。</p> <p>それから、私、特に議長の席にありながらでございますが、2市2町を選択したこのことについては、私どもの意思決定ですよ。元に戻ることはまずあり得ない。その信頼関係を2市2町でもってやる、このことには間違いありません。ただ、先般、トップミーティングの内容についてまで触れることはいかにやと思いますが、知事の、我々、別子山村からこの丹原町、東予市さんまでの5町の会議がございました。このことについて、西条市さん、新居浜からまだラブコールを送っておるようではありますが、ということで、知事から、私の方に水を向けられたというのは明快に言っております。ただいまにおきましては、7月1日、2市2町でもってこの選択を「よし」として私どもはやる。こういうことであるわけでありまして、今後、新居浜市におきましても、別子も入ってくるわけですがけれども、いつでもいらっしゃいと。扉は開いておくと。ここの市長の発</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>言については極めて度量のあるお言葉として受け止めさせていただくと。感謝を申し上げつつ、次回への一つの展開論としてあるべき。今回につきましては、私なりが、グラグラすることは一切ないと。そういうことを、特にこの場をお借りいたしまして、皆さんに強く申し上げておきたいなど、こんなふうに思っております。</p> <p>前段、そういうことではありますが、この「協議会だより」についてであります。この原因については、本当に今まで3市2町の会、トップミーティングを重ねてやってまいったわけではありますが、実は2市2町、西条市役所に寄っていただいて、もう一度、3市2町の会をもって、この手続等も出すかということであったんですが、西条市が代表して新居浜市長さんにお使いをすべしということで、私が2市2町を代表してという形で文書を持ってあがりました。そのことが、西条市長の役目と、これははっきりと。だけど、私は、いかに批判を新居浜市の人から受けようとも、これは2市2町の今の意思決定ですから、やりたいなど、やりたいと違うんですね。やるということとは違うんです。そのくらい強い意思を持って臨まなければ、この本当に対等の立場でのこの合併を推進する上で、協議にはならない。私ども、この正副会長、2市2町の長はそういう強い思いを持って臨んでいるということ、この場を借りまして表現させていただいておきます。</p>
久門委員	<p>言っていることはよくわかるんですよ。ただ問題は、もういまさら後ひきかえすもいかないし、経緯は経緯としてわかっとなるんです</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>が、やっぱり新居浜市民にうたえる必要はないんですよ。やはり西条市民なり、この2市2町の町民なり、市民に対して、経緯だけははっきりと、今の方針はこうある、ここまで来ましたよという経緯を明確にさせていただく方が、私は理解してもらえる。というのは、新居浜市から電話がかかってきたとしませんか。そうすると、まだチャンスはあるんじゃないかと、市民がこの「議会だより」を見ておれば、「協議会だより」を、いや、そんなことはないですよと。こういう経緯でこうなったんですよということがほしいと思うんです。だから、伊藤市長さんが、もうそれは何ぼ後ろめたいことがあるんじゃない。正々堂々とやっていただいてもいいし、我々もその気持ちでおるんですね。ただ、こういう経緯の中に今日があるんだということを、できたら、ひとつ一遍、こういう機会があれば、新居浜市民にPRするというんじゃないんです。この2市2町の市民に、町民に対して、こういういきさつでこうなりましたということ、ぜひひとつやっていただきたいと。</p> <p>以上です。</p>
伊藤議長	<p>本件について、ご異論ございませんか。</p> <p>こういう場なものですから、どうぞ皆さん方のご意見があるのが協議会のあり方であろうと思います。裁決ということまでもいたしとうございませぬが、いかがいたしましょうか。この経緯について、載せることについて、「よし」とされる。</p>

発言者	議題・発言内容
青野委員	<p>小松町の青野でございますけれども、先ほどの西条市の久門さんのご意見に対しまして、私も、そのようないわゆる合併ということが住民の合意ということが一番大きな問題だろうと思いますので、その経過そのものをホームページに、「協議会だより」に載せるということについては、異論はございません。ですから、そうした経緯はやはり詳しく載せて、住民の理解を得るということは大切でないかと思います。ということで、ご意見を申し上げておきます。</p>
伊藤議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にございませんか。どうぞ。</p>
真鍋委員	<p>これまでの経緯というのは、それぞれの自治体、温度差があったとしてもですね、今まで作業をしてきたと思うんですよ。だから、それでここまできた。それで住民の皆さんがテーブルについた。ここまでは今までの経緯というのはそういうことだと思うんです。それから、当然、情報公開時代ですから、このことは、当然、情報公開していかないかということ、ここから知らせ、皆さんに知らせれば、この協議会の内容を知らせたらいいことで、今までのこうなったというのは、余り必要ではないんじゃないかなという気がするんです。基本的に。おかしいですかね。</p>
伊藤議長	<p>いやいや、ご意見ですので、自由に。</p>

発言者	議題・発言内容
塩崎委員	<p>西条市連合自治会の塩崎ですが、この2市2町でいく姿は私どもの市長が不退転の気持ちだということは既に発表しております。新聞紙上でもそういうようなとらえ方で公表もありました。ですが、久門委員の言われるのは、新居浜と西条市との距離感がすぐ近くだから、なお一層、新居浜のまだ何かおわえてきよるような感じの話があるので、こういうような協議会の広報的なものを出す中に、なお一層ではなしに、知っておるが市民感情として、まして新居浜と西条という近距離の距離感の上で考えた場合は、もう少し納得いなくても、大体のあれで、もう2、2というのはわかっとしても、やはりその中でその気持ちがひょっとしたらと、ひょっとして西条市長にエールを送ったら、ひょっとなるんじゃないかというような市民はそら多少残っておると思いますよ。ですから、それを事細かく説明せんでも、せっかく広報的なものが出るんだったら、その端の方にでもその経緯を載せてやって、より以上に納得をさせてあげたらどうですかという、僕は久門委員の意見に賛同しますので、私ともそのような形のもんですから、賛成はいたします。反対とか何とかいうことでなしに、載せることについてのみの同意はいいんじゃないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
井上委員	<p>西条の井上でございます。ただいま久門委員さんの方からお話ありがとうございましたように、多少、そういうまだ市民の皆さん方に心配の面もしとんだ考えの方がおいでだと思います。そういうことが、今</p>

発言者	議題・発言内容
井上委員	<p>回のこういう動きの中にでてきておるんじゃないかと思いますが、今会長さんのご意志を確認いたしまして、安心をいたしたわけですが、しかし、結果的に法定に見合う手続が出てきた場合に、もうこの後の対応もしなければならぬんじゃないかなと思いますが、その対応について、会長さん、西条市長さんのご意志を、十分確認ができましたので、その点は安心をしておるわけですが、そういう心配が起こること自体は、やっぱりまだ一般の皆さん方にそういう心配があるんだと思います。だから、そういう今までの経過について、この協議会の内容をこれからの会報にお知らせするのが、やっぱり一番近道じゃないかと思うので、ぜひ、今までの経過について、今回発行の方にぜひ載せていただけたらありがたいがなあという。特に、西条市におきましては、そういう形が一番望ましいんじゃないかなと思うので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。</p>
塩出副会長	<p>小松町長の塩出です。皆さん方の意見、大体わかるんですけども、あくまでもこの会というのは、いわゆる合併推進協議会であるということですね。今までのプロセスをそれぞれの自治体、いろんな考え方があると思うんですよ。3市2町でやれ、2市2町でやれ、1市2町でやれ、あるいはまた西条と小松だけでやれとかですね、いろんな意見があるんですけども、それはもうしょうがないことなんですけれども、それはそれぞれの自治体の中で、いかに住民に対してPRし、説得させていくかというのが、一つの務めだと思う</p>

発言者	議題・発言内容
塩出副会長	<p> んですね。だから、そういう問題を、この合併推進協議会の中に持ちこむと、これまた逆にいうと、1市2町の問題も出てくる。あるいは西条と小松の合併という問題も出てくるわけですね。だから、そういうことになると、なかなか收拾がつかないようになるんじゃないのかなと思うんです。だから、今までのプロセスについては、それぞれの自治体でやはり説明するとか、説得するとか、あるいはPRするとかということをするのが妥当なような気がするんですね。だから、あくまでもこの会は、2市2町でどういうふうな合併にしていくかという協議会だろうと思うんですね。だから、私は、どちらかという、真鍋小松議長が言われた方に賛成する方なんですが、意見として言っておきます。 </p>
久門委員	<p> 今、小松町長さんの言い分、よくわかるんですね。少なくとも、私は知る限りでは、やはり小松町長さんの非常にリーダーシップがあったから今日があると思っているんですね。いい意味でですよ。ただね、皆さん、ひとつ誤解のないように、私、ご理解いただきかったのは、現実に西条市では、3名の議員さんが、もっと世論の意見をはっきり聞けとかね、住民と、そういうことまで来とんですよ。私は、きょう、それぞれ3名の議員、来ておりますけれどもね、そこまで果たして必要かなという疑問持っているんですね。ただ、私はやっぱり西条市が、今、小松の真鍋さんや町長さんが言われるのは、西条は西条で仕切ったらいんじゃないかと。小松は小松でまた方針決めるというんだけどね。もう一つになっとるんですよ、 </p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>これ、この場では。そして、新しい市の名前を決めようとかとかね、庁舎をここにしようかと言よんですから、できることなら、私は市民の意見を聞いてやってほしいというのは、もう曲がることはないと思うんだけど、経緯ぐらいはオープンにしてやってほしいというのは、私、この合併協議会そのものは、これだけうまくいくのは、はっきり言うて、小松町長さんのリーダーシップがあったんです。市長さんは、本音ね、最後まで新居浜との悩みをしとったと思うんですね。本当にこれ、今言います。東予市は、ひよっとしたら、今治市になってもいいとかね、そういう考え方、市長さんは知らんですよ。市民にはきつと、議長さんあたりはあったんじゃないかと思えますよ。しかし、そういう中にも、少なくとも私は、ちょっと聞いてくださいよ。きょうは、私が言いたかったのは、結果はどうあれですね、方針がここまで来たんですから、ここまでのぐらいの報告ぐらいはしてやってほしいというお願い。しかし、それは今、小松町長なり、議会の皆さんが、必要がないからと言われたら、それは私もそれ以上ありませんけどね。できることなら、そういう今日までの経緯を報告してやってほしいということです。</p> <p>以上です。</p>
岡田委員	<p>丹原の議長です。先ほどからいろいろお話出ておりますが、この2市2町ができたのは、理事者と議会がそれぞれが一致できたからできておるんであって、現在、新居浜、行ったときには、市長と議会とは一切、溝があるような、私らの感じでは一つもできてない。</p>

発言者	議題・発言内容
岡田委員	<p>これができんのに、一生懸命心配したってあかんと私は思いますので、新居浜のことは切ってほしいと思います。</p>
久門委員	<p>あのね、もう既に切つとるんですよ。だから、むすぶ必要ない。ただ、今、議長さんが言われることを市民が知らないんですよ、町民が。私らも歯がゆいですよ。もう新居浜から皆さん来ても、何を言よんぞと。個々のことは自分で解決せえとって言うてきたんですよ、新居浜市には。新居浜の議長さんにも。それが歯がゆいがために、やっぱり私はこの2市2町の皆さんが誇りを持って、私は今日まで迎えたと思うんですよ。それをね、正々堂々と報告してくれることによって、新居浜の市民もこんなことだったんかと、気がついてくれると思う。私は、本当に、今回ずっと町長さん、皆回りまわしたけど、これはもう東予市の市長さんだろうが、丹原の町長さん、小松の町長さんも、名前にはなんじゃこかわらんと。庁舎もどこでもええよというのは、私は西条の代表で、いつもどないですかとやうてくれよんですね。こんな雰囲気の中に、私は新居浜市に一方的に、強引にしたと思われたくないから言よんであって、ぜひ、わかっていたきたい。</p>
青野副会長	<p>これからスムーズに合併協議を進める上で、やはり私、構成団体の四つのうちの一つとしても、西条市長だけ、西条市だけ楽にするというわけにはまいりませんので、2回、これから「協議会だより」を出すと、こういうことですが、最後のやつはやはり総集編的な形</p>

発言者	議題・発言内容
青野副会長	<p>で、もうこうなりますと、この段階ではやっぱり経緯なんて出すというふうな時点ではないと思います。ただ、前半の8月の15日ですか、この分については、第1回、第2回の協議会の経過というふうなことが、前半が入ってくると思うんですけども、やっぱりもう1回、2市2町の内部をしめる意味において、簡単に経過をみせると、そういうふうなことは当然やっていいんじゃないかと、私はこう思いますので、筋論としては、経過は必要ないかもしれないけれども、もう1回、新居浜というのではなくて、2市2町の内部を引き締めていくというふうなことで、改めて簡単に経過を載せていくのが妥当ではないかと、こんな気がいたします。</p>
玉井委員	<p>小松町の玉井です。この協議会のできたいきさつということなんですけれど、まずもって、なぜ、2市2町でこの協議会ができたかというのは、やはり理事者の方と、それとやっぱり議会の中で協議があってできたわけで、ですから、この協議会ができるまでのいきさつについての説明責任というのは、やっぱり私は各自治体及びその議会が負うべきであって、当然、できたいきさつをもう本当、こういうふうにして生まれたんだよと、それは「協議会だより」についても説明するべきであると思うんですけど、本来的な説明責任、なぜ、2市2町で合併協議会をつくったんだということについては、これは、やはり各自治体で説明責任を持っていただくのが、私は筋だと思うんですが、いかがでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
塩出副会長	<p>言われることはよくわかるんですけども、結局、合併の枠組みというのは、それぞれの自治体の行政なり、議会なり、住民の中で、小松町の例を取ってみますと、住民と懇談会をやったのは十数回ありますね。あるいはまた、いわゆるアンケート調査等もしたりして、そしてまた、議会との協議の場も持ちました。そういう中から、小松町としては2市2町が一番枠組みとしては、合併の枠組みとしてはベストなんですよという結論を得たわけです。それは、例えば東予市は東予市なりの事情があり、また丹原は丹原なりの事情があって、あるいはまた西条は西条なりの事情の中で、結論を見いだしたと。それで、合併協議会というのが始まったわけですね。だから、その四つのいろいろな事情が違うのを、この合併協議会の広報で、もちろんこれは知らずのはいいんですよ。いいんですけども、それは、それぞれの自治体でやるべきでないかなというのが私の意見なんです。</p>
荃田委員	<p>いろいろご意見等を聞かせていただいたんですけども、議会だったら、これ、賛否を問うという手があるんですけども、賛成はいかん、反対はいかんというこの（「確認なんですわね」の声あり。）確認ということで、これ難しいので、これ、最終的にはやっぱり事務局に任せてやるという筋が一番いいんじゃないかなという気がするんですけども、いかがでございましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>

発言者	議題・発言内容
青野副会長	<p>私たち東予市から見ても、それぞれの行政、広報は出しています。それから、新聞、マスコミ等でいろいろ議論の経過は流れてますけれども、やっぱり小松の広報も余り見たことないですし、西条の広報も見たことない。だから、西条市民からとれば、東予市が議会でどういうふうなことをやったか。あるいは、丹原町はどうなってるか。そのことは余り知らないんじゃないかと。こういうふうな久門さんのご指摘だろうと思いますからね。1回載せといて、小松はこうじゃった。丹原はこうじゃった。東予市はこうじゃった。こういうことがあったということを、これは、協議の経過じゃない、もう事実に基づいて経緯を報告するだけですから、それぐらいのことは事務的にやれるんじゃないかと、こんな気はいたします。基本的には、やることじゃないかもわかりませんが。</p>
久門委員	<p>もう1回だけ言わせてください。</p> <p>荃田議長が、一番きれいなことを言うたんですね。しかし、きれいだけど、半分責任がないんですよ。事務局というのは。やっぱりこれは、会長に任すと。西条市長の会長に、載せる、載せないかはお任せしますよ。あと良識的な判断を期待しておきます。</p> <p>以上です。お騒がせしました。</p>
渡部副会長	<p>せっかくこういう協議会ができたわけですから、どこがどうのというようなことはないわけですから。我々も議会と理事者、一生懸命やってきた。そして、2市2町に波が起こり、指導</p>

発言者	議題・発言内容
渡部副会長	<p>をしてきたわけでございますから、そういう各市町村、差はないわけでございますから、そういうことを明確にしておいて、で、西条が困っておるなら西条をバックアップしていくというような形でこの協議会を盛り立てていくと。それに当たっては、いい、要するに載せて、それがプラスになるのであれば、それを会長さんの判断で載せていただくということでもいいんじゃないですか。</p> <p>以上。</p>
伊藤議長	<p>それでは、この案件、このあたりで、私が一つ、表現をさせていただきます。</p> <p>市民も国民も今回の合併が、なぜ必要なのかと。地方分権論から始まって、地方財政、国政、財政、今後どうなるところのこともあ る中での今回の 3,300 を 1,000 にしようと。国の一つの大きな考え方がある。それにつれては、12年10月4日ですか、県が合併のパターンの試案を示してきたと。こういうところをかいつま んだ形で、東予市では12月にこの特別委員会を設置した。丹原町は9月やった。こういったことに向かつての一つのポイントになる ことをもって、内容として載せさせていただくということで、その また経過、それからまたその前後につきましては、それぞれの自治 体、議会、そしてきょうご参加の皆さん、29名でもって明快に説 明して、あるいは事務局がそれをすべて受けると。こういうことが あったということも、また事務局から皆さん方の地域に対しての問 いかけをする。リポートする中で、一つの判断をしたという表現を</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>市民、町民の方に広くしていくと。というのは、東予市さんがやったことは西条市民わかってないというのは、久門委員のおっしゃるとおりなんです。私ども、本当にこういう1枚の紙でもって表現することの難しさ。法定協議会を立ち上げる前と、また後の一つの使命というのがありますが、今回、このどういいますか、「協議会だより」について、この協議会の立ち上げについての経緯なりを、我々は情報公開をよしとしているわけですから、これはおっしゃるとおり、玉井さんのところのそういったことも貴重なご意見として受け止めさせていただき、結論であります、事務局という、またええ格好いうんですが、私なりに、会長、また正副会長にこの議案をお任せいただけませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>非常にこういうふうに皆さんのお声が出る協議会が、やはりこの旨とすべしだと思っております。それぞれ皆さん方のご意見を、特にご発言賜りたいと思います。なければ、この旨、ただいま申し上げました件でご了承お願いいたしたいと思っております。</p> <p>ここで、実は、久門委員から前回提言をいただきまして、ご指示、ご了承いただきました。議事に入ります前に、先般、14年度の事業計画の内容についてを、それぞれ各委員の皆さん方にご送付をさせていただきました、事務局から。それを踏まえまして、今、全体</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>的なスケジュールを、予定であります、事務局より説明をさすべきであろうと、こう思っておりますが、お許しをいただけますか。</p> <p>それでは、事務局。</p>
徳永委員	<p>この報告事項の中で、一つお願いがあるんですが、4番の視察研修の件ですが、これは、事務局にいろいろ視察場所やその他のことで努力をしてくれているのはわかるんですが、我々、議会側としましては、一応、この視察研修の日程等決めるときには、議会の事務局なり、何なりに相談していただかないと、これ、5日の中で4日公務が入っておりますので、丹原、東予は。こういうことを、ちゃんと、ご苦勞はわかっているんですが、ぜひそこらのご配慮をお願いしたらと思うんです。4日間、この中へ公務がこれ、4人とも入っておるんです。</p>
伊藤議長	<p>議会ということですか。</p>
徳永委員	<p>公共下水道がありますのと、全国監査委員会の監査が、研究会が29日、30日ありますんで、だから、各議会の方へ、事務局なり、議長なりにやっぱり相談なり、ちょっとご連絡いただければ、それぞれの日程調整がやりやすいんじゃないかと思うので、ひとつこれだけお願いしておきます。</p>
伊藤議長	<p>これは、事務局も頭を痛めた話だと思っております。</p>

発言者	議題・発言内容
徳永委員	それはようわかっておりますから。
伊藤議長	<p>というのは、皆様のご意見、29名聞いていたら何もできない。だから、我々から、事務局からまずプレゼンテーションさせていただいていかがなんやと、こういうふうな思いでもありますので、重々承知はしておる中での一つの今後のスケジュールにつきましての、また格段のご指示、ご理解を賜りたい。よく承知をしておきます。これは事務局も十二分に今後、まず実のある視察、研修ということからすれば、また今回、冒頭申し上げましたとおり、よそさんについて、ここだけがこの時期に一つの事例、先進事例としての一つの了解を得たということでの提言をさせていただいたわけでございます。格段のご理解を賜りたいと、こんなふうに思うわけがあります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速14年度の事業計画スケジュール等についての説明を事務局からいたさせます。</p>
真鍋局長	<p>それでは、お配りいたしております付属資料を目をとおしていただきたいと思います。付属資料10ページの全体スケジュール案をお開きいただきたいと思います。</p> <p>ここには、よろしゅうございましょうか。付属資料の方でございます。ここには、任意協議会、法定協議会も含めて、スケジュールを案としてお示しをいたしております。総務省が示しているモデル</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>ケースとしましては、準備期間も含めまして、合併まで22カ月が必要との案を示しておりますが、これは、議決機関等の開催時期等を考慮せず、スムーズに進展した場合を想定したもので、これらを参考としながら、当合併協議会におけるスケジュール案をお示したものでございます。</p> <p>まず、上段の合併協議会の開催回数ですが、任意で4回、法定で15回としております。協定項目の協議につきましては、平成16年1月ぐらいまでに終えたいと考えております。</p> <p>次の下の欄なんですけど、新市建設計画の策定につきましては、現在、策定に向けての諸準備を進めておまして、法定協議会設置後、住民意向調査、将来構想の立案、住民説明会等も含め、平成15年12月ぐらいまでに策定をしたいと考えております。</p> <p>次に、事務事業の一元化につきましては、現在、一元化に向けての2市2町の事務方の組織づくりを進めており、平成15年11月ぐらいまでに調整方針の決定を行い、以後、合併に向けた事務の調整諸準備を進めていきたいと考えております。</p> <p>下段の例規立案、策定につきましては、事務事業の一元化と連動するもので、同じく事務方の組織づくりを進めており、平成15年11月ぐらいまでに調整方針の検討、決定を行い、以降、合併に向けた例規集の準備を進めていきたいと考えております。</p> <p>こういうふうなことで、大体、15年の11月、12月、こころ辺のところをそれぞれの事務方のめどとして、事務を進めることといたしております。</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	非常に大きな流れでご説明をさせていただきました。
伊藤議長	<p>ただいま事務局の説明があったわけでありますが、本件についてのご質問等をどなたからでも順にご発言願います。</p> <p>特にございませんか。</p>
	（「なし」の声あり）
伊藤議長	<p>大体のスケジュールでございます。特になしといたしまして、本件ご了承を願いたいと存じます。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>まず、協議第1号、合併の方式についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の表紙に第2回会議資料の5ページをお願いいたします。A3サイズの大きい広い紙でございますが、合併の方式につきまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>合併の方式につきましては、新設、いわゆる対等合併と、編入合併、いわゆる吸収合併の二つの形態がございます。新設合併につきましては、合併するすべての市町村を廃止いたしまして、その区域に新たに一つの市町村を置く場合を言います。新設合併につきましては、そういうことで、新たに市町村ができるということとなりま</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>すので、合併に必要な項目について協議調整が必要となってまいります。</p> <p>編入合併につきましては、先ほど申しましたように、吸収合併というのがございますので、一つの市町村の区域に他の市町村を加える場合を言います。編入合併の場合は、編入する市町村の制度にならうことが多くございますので、特定の項目について協議を調整するということになります。</p> <p>お手元の資料に、新設合併と編入合併の違いを記載しておりますので、簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>まず定義でございますが、これは、新設合併の場合は、先ほど言いましたように二つ以上の市町村を廃止して、その区域に一つの市町村を置くことを言います。編入合併の場合は、一つ以上の市町村を廃止して、その区域を他の市町村の区域に編入することを申します。</p> <p>それから次の市町村の法人格でございますが、新設合併の場合ですと、合併関係市町村の法人格が合併の前日にすべて同時に消滅いたしまして、新しい市町村の法人格が発生するということになります。編入合併ですと、編入する市町村の法人格はそのまま残りまして、編入される側の法人格は合併と同時に消滅をいたします。</p> <p>それから、市町村の名称でございますが、新設合併の場合は、新たに定めることとなります。これは、市町村の法人格が消滅することから、そういうこととなります。編入合併になりますと、一般的には編入する市町村の法人格はそのまま残りまして、編入される</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>市町村の法人格が消滅しますから、名前は以前から変わりがないと。編入の場合は変わりがないということになります。</p> <p>それから、首長の身分、いわゆる市長、町長の身分でございますが、新設合併の場合は、合併関係市町村のすべての先ほど申しましたように法人格が消滅いたしますから、すべての首長はその身分を失うこととなります。新首長は、合併施行後50日以内に行われる新しい市町村による選挙で選出されるということになります。編入合併ですと、編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される首長はすべてその身分を失うこととなります。この部分につきましては、協議会で特別職の身分の取り扱いという項目の中で、また後日、法定協議会に移りまして協議されることとなります。</p> <p>それから、議会議員の身分でございますが、これは、新設合併の場合ですと、原則的に、先ほど申しました首長と同じように、身分を失うことになりまして、新しい市町村で選挙で選出されるということになります。ただ、合併時、合併関係市町村の住民の意見を、合併後の行政に反映をさせようということで、そして、新市の均衡ある振興整備を図るということで、合併後の一定期間、地域住民の代表者である既議会議員の定数、任期につきまして、合併特例法で特例が定められております。この特例を適用するためには、この協議会での協議が必要であるということになりまして、今後、法定協議会に移行後、協議をお願いすることとなります。内容につきましては、その際に詳しくご説明をいたします。それから、編入合併ですと、首長と同様に、議員の身分は編入する側の方は変更はござい</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>ません。ただ、編入される方は、すべてその身分を失うこととなります。ただし、定数、任期につきまして、合併特例法による特例措置はございます。</p> <p>それから、農業委員会委員の身分でございますが、新設合併ですと、合併と同時に、原則的には身分を失いますが、選挙で選ばれた農業委員につきましては、合併特例法によりまして、1年を超えない範囲で、10人から80人以内で協議会の協議により在任できるという特例がございます。この項目につきましても、法定協議会移行後、この協議会でご協議願うこととなろうかと思えます。</p> <p>それから、編入合併の場合には、編入する方はそのまま変動はございません。編入される方に変動がございまして、それぞれご協議を願うことになろうかと思えます。</p> <p>そのほか、教育委員であるとか、選挙管理委員会委員であるとか、固定資産評価審査委員会委員のこういう行政委員につきましても、それぞれ手続上のいろいろ諸問題がございまして、これも法的に定められました手続による方法で選任をする必要がございます。</p> <p>このように合併の方式によりまして、今後進めてまいります協議事項が異なってまいります。そういうことから、この合併の方式につきましても、早い時期に方針を決めていただかないと、今後の事務の進め方に違いがまいりますので、早く決めていただきたいということで、本日、ご提案を申し上げます。</p> <p>本日、ご提案申し上げますのは、合併の方式につきましては、調整方針案、上の方にありますけれども、西条市、東予市、周</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とするということをご提案いたしております。</p> <p>よろしく願いをいたします。</p> <p>なお、付属資料1ページ、これはもう参考でございますけれども、昭和60年以降の全国の合併の状況を添付いたしております。そういうことでございますので、ご参照をいただきたいと思っております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
伊藤議長	<p>ただいま合併の方式についての説明を求めさせていただきました。ただいまの説明について、皆さん方のご意見をご発言お願いしたいと思っております。</p> <p>この資料5ページの調整方針、このことでもって、討議、まずはあるべきかなと思うんですけれども。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>今回の合併は、対等合併とする、これでよろしゅうございますね。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p> <p>では、続きまして、協議第2号に入ります。新市の名称についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>それでは、会議資料の7ページをお願いいたします。</p> <p>新市の名称についてご説明いたします。新市の名称は、合併の方式により相違がございます。新設合併の場合は、お手元に留意事項に書いておりますように、関係市町村の法人格が消滅いたしますため、新しい市の名称を決める必要がございます。名称は自由に決めることができますけれども、既に全国に同名の名称がある場合は用いることができないために、候補が挙げれば審査することが必要となっておりまいます。編入合併の場合は、編入する側の市町村が存在しますために、新市の名称を決める必要はございません。名称を変更することもできます。</p> <p>本日、そういうことで調整方針案のご提案をしております新市の名称につきましては、法定協議会に移行後、協議会で協議により小委員会を設置して、候補を選定し、協議会で協議するという方法をご提案いたしております。このような方法は、資料にもございますように、先例地の事例でも対応しておるようでございます。新市の名称につきましては、最も住民の方の関心の高いことと存じます。また住民生活、あるいは企業活動など、広範囲に影響が及ぼす項目ではないかと思っております。このようなことから、先例地の事例でも、専属の小委員会を設置しまして審議するなど、慎重な対応がされておるようでございます。</p> <p>なお、ご参考までに、付属資料でございますが、お願いいたします。付属資料の2ページでございます。付属資料の2ページに、新市名候補選定小委員会規程（案）ということでお示ししております</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>が、この案件につきましては、法定協議会におきましてご提案し、ご協議を願うことといたしておりますけれども、本日、参考資料として添付させていただきました。案の段階でございますけれども、内容につきまして、小委員会とはどういうものかということで、簡単にご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>2ページの第2条でございますけれども、小委員会の所掌事務ということで上げております。小委員会は、協議会から付託をされまして、候補の選定を付託されまして、新市の名称の候補の選定に関する事項が所掌事務となります。小委員会では、そういうことで、この選定の方法、あるいは調査、審議をしていただきまして、その中から候補の選定をしていただくことを小委員会の所掌事務として想定をいたしております。</p> <p>第3条の委員の構成でございますが、先ほど申しましたように、住民の方の最も関心の高い項目でございますから、住民を代表する立場の委員さんに対応していただくのが適切であると、事務局では考えておまして、委員さんには、規約第6条第1項第3号に定めますいわゆる議会選出の各議員、各市町の委員4名、それから第4号に定めます学識経験者の中から、各市町からご推薦いただいた1名ずつの4名、計8名で構成する案を検討しております。先ほど申しましたように、この規程案につきましては、再度法定協議会で、この規程案についてご協議いただくことにしておりますので、参考とさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>私の方から、今の人選について、もう一度皆さんに、ちょっと早すぎたと思います。構成メンバーとあるでしょ、もう一度説明いたします。</p>
倉田次長	<p>委員さんの構成メンバーの案でございますが、規約第6条第1項第3号に規定する委員ということで申しますと、各市町から議会選出の議員さん1名ずつ、全部で4名ですね。それから、各市町から選ばれております学識経験者の中から1名ずつで4名。計8名の委員で構成をいたしたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
伊藤議長	<p>ただいまご説明申し上げました新市、新しい町の名称についてを議題としておりますが、本件についてのご質問ございましたら、ご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
渡部副会長	<p>このあれでしょ。規約以外でもいいんでしょ。これに基づいてね。ちょっとお伺いしますけれども、新市の名称についてでございますが、この対等合併の場合、既に全国で使われておる市の名前は使えられないということですから、もし、東予市とか、西条市とか、そういう名前も使うことができないんですか。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>ご答弁申し上げます。</p> <p>同じ名前が重複するような市名は難しいということでございますから、例えば西条市、東予市、丹原町、小松町がほかにございませんでしたら、問題はないと思います。全国にはないと思いますので、なければ、それはかまわないと。かまいません。それはかまいません。重複するのがいけない。</p>
渡部副会長	<p>伊予西条市という名前に、もし、したとしてもかまわないわけですね。</p>
倉田次長	<p>他にそういう名前がなければ、結構だと思います。</p>
渡部副会長	<p>はい、わかりました。</p>
伊藤議長	<p>他にございせんか。</p>
伊藤議長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>なければ、この調整方針案に基づいて、今後、法定協議会でもって協議に入る、そういうことを確認させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第3号、新市の事務所の位置についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>お手元の資料の、会議資料でございますが、9ページをお願いします。</p> <p>新市の事務所の位置についてご説明をいたします。新市の事務所の位置とは、合併以後の市役所の本庁舎の所在地を意味するものでございます。この項目につきましても、住民の方の関心が高い項目ではないかと思えます。合併による住民の方の利便性などが論議され、合併の是非の判断材料とも言われております。お手元の資料の留意事項にもございますように、合併いたしますと、地方自治法の規定によりまして、新市の事務所の位置を条例で定めることが必要となります。そのため合併協議会の場で協議をする必要があるわけでございます。事務所の位置の決定に当たりましては、住民の利用に最も便利であるように、また交通の事情、他の官公署との関係など、適当な考慮を払わなければならないと地方自治法でも規定されております。</p> <p>本日、調整方針案をご提案しております新市の事務所の位置につきましても、法定協議会に移行後、協議会で協議により小委員会を設置して検討していただき、それを協議会において協議決定する方法をご提案いたしております。このような方法は、資料にもございますように、先例地の事例でも対応しているようでございます。この案件につきましても、法定協議会に移行後、専属の小委員会を設置し、審議するなど、慎重な対応が先進事例でもされているようでございます。</p> <p>なお、ご参考までに付属資料の5ページをお願いしたらと思いま</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>す。5 ページに事務所の位置等検討小委員会規程（案）ということでお示ししております。この案件につきましても、法定協議会に移行後、この規程案をお示しいたしましてご協議願ひ、ご確認をいただくこととしております。</p> <p>案の段階でございますけれども、内容につきまして、簡単にご説明をいたしたいと思ひます。第2条の所掌事務でございますが、小委員会は協議会から付託され、事務所の位置、建設の是非や会議資料の、これ、タイトルがいろいろと変わるんですが、会議資料の9ページの方にお戻り願ひたいと思ひんですけれども、9ページの方に、留意事項の下の方に、本庁方式であるとか、分庁方式、総合支所方式とかいう事務所の事務の方式を書いておりますけれども、そういうどういう方向でやるかというようなことも、この小委員会では検討をしていただきたいと思ひております。</p> <p>それから第3条でございますが、委員の構成でございます。この項目も住民の関心の高い項目でございますから、住民を代表する立場の委員さんを主体にした構成と考へておりまして、構成メンバーとしましては、各市町から選ばれました学識経験者の委員さん、1名ずつ、各市町1名ずつの4名、それから、各市町の議長さん、1名ずつの4名、それから、各市町の助役さんの4名、計12名で構成を考へております。</p> <p>なお、この委員会のメンバーに助役さんを構成員として入れておりますのは、助役さんは事務レベルの専門家でございますので、こういう内容につきましては、ある程度ご審議の中でご検討いただける</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>内容になるかと思いますので、助役さんを選任させていただいておりまして、計12名で構成をさせていただいております。</p> <p>新市の名称につきましては、このように最も住民の関心の高いこととございますので、そういうことから、住民の立場に立った方を主体にした構成メンバーとして対応していただきたいと、このように考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
伊藤議長	<p>今、名称と発言ありましたが、位置であります。私の方から訂正させていただきます。</p> <p>ただいまご説明申し上げました新市の事務所の位置について、どなたかご質問等ございませんか。</p>
井上委員	<p>今、前段の新市の名称も含めてですが、今度の新市の事務所の位置についてですが、調整方法として小委員会を設置をしてそこで協議をやっていただくということは賛成で、結構なことだと思いますが、この小委員会等でこの法定協議会との後の連絡というんですか、どこでそういう最終的な決定をするのか。小委員会は、庁舎の位置について勉強をして、その都度、協議会へ報告をするような規程になっておりますが、最終的な決定は協議会、小委員会でもある程度の決定の何は、事項は出すんだと思いますが、最終的な決定は法定協議会の場合ですか。そこら辺の兼ね合いをちょっと説明をしていただいております。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>この規程でも定めておりますけれども、小委員会での事項につきましては、その適切な時期に小委員会にご報告を申し上げまして、ご同意をいただきながら進めてまいりたいと。このように事務局としては考えております。なお、最終的なご決定は、あくまでこの協議会の場でしていただくということになっております。</p> <p>以上でございます。</p>
井上委員	<p>わかりました。</p>
久門委員	<p>井上さんのと関係があるんですけども、2号、3号、先ほど市長が訂正された位置の問題も含めて、特にこの新市の名称と位置につきまして、二つの作業等は、当然、一致するものがあるんですけども、小委員会に至るまでの案は、当然、最後はこの協議会が一つの最終議決機関と思うんですけども、至るまでに、それとのパターンをもう少し明確にしてやるべきではないかと思うんですね。例えば、小松の町民の意見を反映するような市民アンケートにするのか、そういう集約会にするのかしても、やはりそれぞれの2市2町のそれぞれの現場の市民なり、町民の意見が反映するようなパターンを明確にしとくべきではないかと思うんです。一番めんどいですね。この名前も。例えば、私たち、経済界から言うと、あくまでまだ道州制を将来踏まえまして、2020年なり、2025年には、もう今治から宇摩郡まで一緒になるだろうと。そうすると、ちめちめした名前をこの2市2町でつけておくと、賛同してくれないから</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>もっと大きな名前をつけておけば、そしたら、今治、越智郡、宇摩郡からも、今回つけた名前に賛同してもらえないかと、欲を考えておるんです。編入ではないんですよ。それぐらいの考え方を持って、我々、考えておりますから、やっぱり宇摩郡からいうと29万のですね、西条市小さいけど、位置的には、ここが中心ですよ。恐らく60万。それは皆さん、2市2町の首長は考えていただいておりますけど、そういうことを考えた名前を将来つけたいですわね。いうことになると、やっぱりもうちょっとこの問題はかなり深く考えて、見識のある私は名前をつけておかなかつたらね、まあ西条市市長さん以外に聞いてみると、名前はオープンに皆さん勉強してくれそうですので、もうこだわらんぞとは言っておりますから、それをやはり参考にして、ちょっとパターンを決めておいてもらった方がいいんじゃないかと思うんですね。名前を委員会にまで臨むまでの基本的な流れを。</p> <p>以上です。</p>
伊藤議長	<p>ただいまのご発言ですけど、極めて難しいんですね。パターンを示せというときに、どこまで掘り下げたらい、やるか、やるべきでないかがありますね。事務局、受けれるか、あんたどこ。</p>
真鍋局長	<p>この新市の名称、新市の位置のことについてですが、先ほど久門委員がおっしゃいましたように、もろもろの事柄がいろいろ出てくると思います。どのような決め方をしたらいいのか、住民の方の意</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>見をどのように聴取すればいいのかということもあわせまして、この法定協議会の場でそういうことも含めて検討し、どういうふうな形で小委員会を設置して、その小委員会で検討してもらおうかという判断のことまで含めて、この法定協議会の場で検討をお願いしたいと思っております。</p>
荃田委員	<p>小委員会で決まったことが協議会でかけるということで説明があったんですけども、そのときに、小委員会は西条市だとかこういう名前が出たときに、協議会でかけたときには、確認じゃがいうことでは、決定のことにならないんじゃないかなという気がするんですけども、それはあくまでも小委員会の報告を尊重して、精神でいくのか。そこらの賛否を問わんと、みんなが確認いうて、どっちの確認やわからんようなものやって、重要な位置とか、庁舎のことが確認で済むんだらうかという疑念を持つんですけども、そこらのことは事務局にお尋ねするんですけども、今までの合併事例の中で、確認でスーといったのはどんなことでスーといったのか。それをわかっておったら説明願いたいと、このように思うんです。</p>
倉田次長	<p>先進地の事例と申しましょうか、小委員会では、そういうことで選定方法までしていただくと。例えば、新市の名前はどのような方式で選定するかということまでしていただくということになります。ただ、小委員会では、恐らくこれも小委員会で決めていただくことにはなりますが、複数の候補名になるんじゃないかと思えます。それ</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>で、その中で、複数の中から協議会で、先進地事例では、その複数の中から協議会で決定していただく。例えば投票の方法も先進地事例ではあるようでございます。複数の中から投票して、無記名投票で選んでいただいで書く。そういう事例もあるようでございますので、そういう形で先進地事例ではされているようでございます。</p>
荃田委員	<p>それはようわかったんですけども、投票ですということ、これは一番重要な、我がの意志を尊重することですから、大事なことと思うんですけども、あくまでもやっぱり小委員会の各2市2町で選んだ人の意見を尊重するという精神で、やっぱり各委員さんにもご協力いただくというものでなければ、一つ一つ、これ入ってきたときには、いい加減これぎりじゃなしに、問題が起こってくるんじゃないかなという気がするんですよ。それで、平成17年3月という日にちは、もうこれがぎりぎりの日にちでありますから、それから逆算したら、いつまでにやるかということ、各委員さんもわかると思うんですけども、その中で、もうもめ事を僕はもうこの新聞等てよう読むんですけども、位置の問題、それと名称の問題等が、一番これネックになつとるような気がするんですよ。</p> <p>だから、そういうところで、やっぱり2市2町の人てようオープンで、子供さんにでも募集して、その名前を一番大勢の多数の人が名前が出たときには、それにでもやるとか何とかいう、それを協議会で確認をして、もう大きな、要するにその名前を、2市2町の名前にこだわらんような名前をつけるような考え方を持って、これは</p>

発言者	議題・発言内容
荃田委員	<p>名前というのはつけていかなかったら、我がの方の田へ水引くような考え方でいきよったら、僕はなかなか前向いていかんし、小委員会になる委員も僕はせこいと思うんですよ。名前を出したのに、協議会でいかざったじゃいうんやったら、権威がない。そんな委員になる人は僕はおらんと思う。そういうことのものをやっぱり正規の席としてやっぱりご理解いただいて、やっぱり最終的には投票やいうようなことにはならんように、ご協力をおしめしいただいたら僕はいいいんじゃないかなと思うんですが、その点、事務局はどんな考え方ですか。</p>
伊藤議長	<p>事務局にこれを求めるというのは、ちょっと……。</p>
荃田委員	<p>あんたに言わしたらおしまいだから。事務局やったら、それやらんぼらんにできん。会長が言うたら、そのまま走ったらどうもならん。</p>
伊藤議長	<p>走るところまではやりたくないです。</p>
久門委員	<p>荃田さんが、議長が言よんのはよくわかる。私が言いたかったのは、小委員会までに出てくるパターンなんですよ。小委員会12人なら12人おるでしょ。1市1町で3人ずつ出るとしませんか。その3人がね、西条市だったら、その3人が、いろんな人たちが学識経験者を含めて、やっぱり市民の声を反映するような名前を持ち寄</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>るんですよ。そのパターンをね、2市2町一緒のパターンにしてほしいと言うんです。西条市は西条市で決め方を考えて、小委員会に出てきたら、もうこれが必ず煮詰まったものが出てこなんだから、それで、必ず議論しますよ。もうどれ取れというような。しかし、私は今のところいうと、この2市2町、そう、どれどれないと思うのね。しかし、やっぱり委員会までの、小委員会の委員にまでに、委員がかなり吸い上げるようなパターンを決めてほしいということ。これは4人の方をお願いしたいんです。首長さん。それで、同じパターンで決めたものを持ち寄って、そして名前をいろいろ議論していただいたら、片や小松ではこういう決め方、西条市ではこういう決め方でしたぞというのは、ちょっと問題が残るんじゃないかと思うんですね。</p> <p>以上です。</p>
荃田委員	<p>久門委員さんの話はようわかるんですけども、名前というのは、我がのこの名前をどうやこうやと、それを2市2町のえらい人がこうしてこの中で名前を決めいやいうことは、僕と大変だと思う。どこで決断するか、どういうふうにしてあきらめるかということになると、僕は最終的な決断はできないと思うんですわ。その中に、もうやっぱり2市2町の関係ない名前をポンと出してきてやるんが、僕は一番いいんじゃないかと思います。それはね、西条市が一番僕はいいと思うんです、それは。東予の人は東予市が一番いいと思うです。丹原の人は丹原がいいと思う。小松の人は小松がいい</p>

発言者	議題・発言内容
荃田委員	<p>と思うんですけども、そういうことを考えよったら、合併のことにはなかなか時間がたって、なりにくいじゃないかなと。私はそういうぐあいに考えるんですけども、そういう思います。そういうところで、僕はそういう意見を出したんです。</p>
久門委員	<p>今の東予市の議長さんはきれいですよ。上手に言いよんですね。しかし、本音はやっぱり東予地方だから、東予市をつけたいという市民が多いかもわからん。ただ、私はね、これ、一番大事なのは、道州制というのは、いずれ近い将来に、今の 3, 2 7 0 が仮に 2, 0 0 0 になって、今度 1, 0 0 0 になる可能性がある。その 1, 0 0 0 になったときに、受け入れてもらえる名前を考えるという認識が、この 2 市 2 町の方であれば、おのずから私は西条市や東予市やという名前つかんと思う。今、荃田さんが言う、それは同感ですよ。ただ、それをね、やっぱり委員に選ぶ首長さんがかなり認識を持って委員を選ばなかったら、この議会では、この議員を選んでなかったら難しいでよとかね、経済、仮に学識経験者ではこの人を選んでなかったというそんな駆け引き、市長さんあったら、絶対名前つかない。そういうことも含めて、まず委員を選ぶことから、この 2 市 2 町の方は英断を持って決めていただければ、いい名前がおのずから出てくると思いますよ。委員会までの名前。</p>
井上委員	<p>ちょっとね、基本的な問題でちょっと。</p> <p>今、いろいろ説明がございまして、なかなか難しい問題だと思う</p>

発言者	議題・発言内容
井上委員	<p>んですが、この協議項目の協議方法です。これ、先ほど説明があつて、議案内容、原則確認ということで、次の協議会まで原則として継続協議ということにするということになっておるんですが、これは、任意のときであつて、法定のときになると、この制度はどういう方に変るんですか。これをちゃんとしとかなんだら、法定のときに、確認ぐらいでは済まん、法定になると。これは、任意のときの確認方法だと思ふんですよね。これをきちつとして、もうここにきてあつたら採決をせないかんで、何のときはね。法定になると。だから、これをきちつとしとかなんだら、基本的な問題からちょっと確認をとつとかななくてはならんですよ。</p>
倉田次長	<p>先ほど初めに報告事項で、任意で決定の方法、表現は確認とさせていただきます。これは事情がいろいろございまして、法定協議会でも、実は、決定に表現は確認とさせていただくことにしております。と申しますのが、これは先進地でもそういう事例でございますけれども、あくまでの議会の議決のような協議会は決定機関ではないというような表現をされてございまして、地方自治法でもそういう表現をされておるようでございますので、あくまでも決定の表現は確認と。ただ、これ、第1回の法定協議会の場で、そういう協議提案事項を私の方が提案させていただきまして、皆さんにそういう方法でいきたいということでご提案をする予定でございますので、よろしく願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
井上委員	ここに議案事項は議決とすると書いてあるが、これはどういうことですか。
倉田次長	<p>議案事項と申しますのは、例えば、会議の運営規程でございますとか、その会議を運営するがための議案でございます。協議事項とも申しますのは、今後、合併しますと、この2市2町ではいろいろな法律的には同じような仕事をしておるんですけども、いろんな違いがございます。合併の日からそれが調整ができて、支障のないようにできますために、その協議をこの協議会でさせていただきますが、その協議事項につきましては確認。この会議の運営、例えば、先ほど言いました小委員会の規程であるとか、会議の運営規程、傍聴要綱、あるいは、例えば傍聴者の問題とかございますけれども、そういう問題につきましては、議決をしていただくという表現をさせていただきます。</p>
越智委員	<p>さっきの続きですが、新市の名称だとか、庁舎の位置とかいうのはなかなか大きな問題でもありますんで、久門さんが言われるように小委員会で決定なんかできる問題ではないと思います。ですから、小委員会では検討する場だと思います。ですから、わずかながらでもそこで公募するなり、何なりして、第三者といいますか、そこで小委員の委員さんが名称を出してきたりするんじゃないかと、公募なり、何なりの方法で出してきたものについて、複数提案して、この法定協議会で、最終的には決定していくということになってく</p>

発言者	議題・発言内容
越智委員	<p>るんではないかと思えます。</p> <p>それと、ものによっては小委員会で決めて一本化して提案するというところもあると思うんですけども、そういう方法でいかんと、すべて小委員会で決めて、大きな問題を、議員の身分とかその他いろいろな、もろもろについて、大きい問題は複数決めて提案ということになってくるんじゃないかと思えます。そういうことで、おねがいします。</p>
伊藤議長	<p>おっしゃるとおりでありまして、この調整方針のところは全く同じ表現でございます。小委員会を設置して検討、そして、当協議会で協議すると、このことでもありますので、これを間違いのない、ひとつご理解を賜りたいとこのように思います。</p> <p>名称についてあったんですが、位置についてのご意見等は特にございませんか。今日、協議しておくべき。ただ、本日、ないようでしたら、この位置につきましても、次回、第3回目のこの当合併協議会までの継続協議と、このようにさせていただくことをご理解いただけますか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、協議第4号、新市の建設計画の策定方針についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>失礼します。新市建設計画の策定方針について、ご説明申し上げます。会議資料の11ページをお願いいたします。</p> <p>新市建設計画につきましては、合併に際し、住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示して、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば新市のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。その計画に基づきまして、いろいろな財政支援措置が講じられることとなっております。この新市の建設計画の策定に当たりましては、合併特例法第5条の規定により、下記のようなことにつきまして、十分配慮することとされております。</p> <p>まず一つ目、新市の建設を総合的かつ効果的に推進すること。それから、新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること。そして、新市の均衡ある発展に資するよう適切に配慮することというふうな規定がございます。</p> <p>先例地の事例では、住民の視点による検討を行うべきであるというふうな観点から、市民代表である学識経験者委員さんを中心とした小委員会を設けて検討がされている事例が多々ございます。先例地の事例は右の表に記載してございます。</p> <p>それから、建設計画の内容につきましてでございますが、新市の建設計画の具体的な内容につきましては、合併協議会において主体的に決定されることとなりますが、合併特例法では計画に盛り込むべき事項として、おおむね次のよう事項が例示されております。</p> <p>まず一つ目は、新市の建設の基本方針、それから、新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項。それから、公共的施設の統合整</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>備に関する事項。そして、新市の財政計画でございます。この建設計画の策定につきましては、その調整方針としまして、新市の建設計画につきましては、法定協議会で小委員会を設置して検討し、協議会で協議するというご提案をさせていただいております。</p> <p>参考までに、付属資料の8ページをごらんください。先ほどの新市の名称、あるいは新市の位置等と同様でございますが、法定協議会に移行後にご協議いただきたいというふうなことで、小委員会規程（案）をご提示しております。</p> <p>新市建設計画策定小委員会の所掌事務につきましては、第2条、小委員会は協議会から付託された新市建設計画の策定に関する事項について、調査及び審議を行うものとする。</p> <p>組織につきましては、規約第6条第1項第1号に規定する委員さんのうち、4市町の助役さん、次に3号委員さんで、議会選出の議員さん、4号委員さんで、学識経験を有する委員さんのうち、それぞれ4市町からそれぞれ1名、計12名の委員さんで小委員会を構成するというふうな規程の案でございます。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
伊藤議長	<p>ただいま新市建設計画の策定方針についての説明を求めましたが、まず、スケジュールにもあるとおり、この新市計画が明快で、それがまた2市2町すべての共有の情報としてきちっとして、これをたたき台に合併の方に内容を決める重要なところにあるかと思えます。本件について、特にご質問等ございませんでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	どうぞ。
青野委員	<p>新しい市の計画についてですけれども、最初のところへ書いてありますように、ビジョンを示すことによって、住民が合併の適否を判断すると、こういうことであるんですけれども、この2市2町の合併は、今決まって、こういうふうな中で協議を進めていると、私は解釈をするんですけれども、この建設計画が示された時点で、住民が、この建設計画は、我々の住民にとって適切でないというふうに判断をしたときに、ここはどういうふうになるのでしょうか。もう合併は、そこで一応、終ったと。そこらあたりの何はどんなんでしょうか。</p>
伊藤議長	<p>これは、私の方から特に発言をさせていただきます。</p> <p>きょう本日、そのことについて言及されるといかなものかと。私はこう思います。真剣に検討した中で、どうだということは、協議会の中では、住民にも問う、これでありますから、これは、極めて近い将来の一つのテーマとして、それぞれ町レベル、市レベル、市民レベル、町民レベルでの前段から、ここで判断を問うということですから、この仮想の話に対しての答えは極めて難しい。ご理解いただきたい。このように思います。</p>
青野委員	わかりました。

発言者	議題・発言内容
玉井委員	<p>先ほどの青野さんの質問に若干関連するわけなんですけど、この資料の中の留意事項で、ビジョンを示して、これによって住民が合併の適否を判断するというふうになっておるわけなんですけど、住民が合併の適否を判断するという基準、もしくは方法、どういうふうな手段によって判断されるんでしょうか。</p>
伊藤議長	<p>あんたどこやるか。というのは、これ、今後、法定協議会で協議されたことを、また行って、地域住民に対して問うわけですよ。当然、合併は決まってないんですよ、青野さん。決めようとしているんですね。だから、前段です。したがって、これ、協議会のものは全部情報公開するんです。それぞれの行政自治体でもって、また、問いかけていくわけでありまして。アンケートも取ります。そういうことから、いかなるやを最終判断するのは、この法定の、この29人のメンバーの意見を統一していく。この姿勢は、私は続けたいと思うんです。その中で、それぞれ自治体の言い方、言い分、尊重もあるでしょうね。それが、非常に極めて小委員会を設置するという一つの方法でもって、専門的に真剣に協議をしていただく、これが一つの姿勢であります。したがって、可否を問うにつきましては、今後、我々自治体も、また、議会関係者、皆さん方にも協力をいただきながら、皆さん方に間断なく鮮度のいい情報は提供していく。そのときに一つの判断の時期というのは、これはあり得ることでしょうね。タイムリミットがあるわけですから。そういうことで臨んでいくのがよろしいんじゃないかと、こんなふ</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>2郡が組めば高山より多くなるんです。それで議論をして、結局、恐らく分解すると思いますよ。来春ぐらいに。もう白紙だと。協議会開いて、事務局も開いておるんですよ、3月から。そういう可能性を恐らく青野さんも心配をされとるのではないかと思うんですが、そういう可能性は実はどこにでも全国含まれておるんです。そのために、恐らく私はそれぞれの首長さんが熱心に配慮しとると思うんです。また本当に、町民の意思というものを大事にしたいと。</p> <p>ただ、我々、西条市にとっては、そんなことがないように、去年の12月から経済団体として、140の会員に呼びかけまして、六つの委員会をつくったんです。2020年を踏まえたこの西条という書いてない、西条地区のまちづくりということで、来年9月ででき上がるんです。そういうことが起こっても、絶対にこれは進めないかんという理由づけを今考えて、約1,000万ぐらいかけて、西条の経済界で今つくっておるんです、委員会を。それで、市長にも出ていただいたり、市からも6人選ばせてもらったんです。50過ぎの定年前はいかんぞということで、市も30代の6人委員を選ばせてもらって、経済界もバランスよく、それで委員長は全員が40代なんです。それは、将来、そういうことが起こっても、やはり経済とって行政と指導ある展開いうのを心がけておりますので、私は、この任意といえども、最悪のことを私はやっぱり委員の中に考えていただいて、お互いがそういう思いがあったら、今、市長が言われるように、そんなことを論じるのはばからしいと思うけど、それが可能性としてはないとも限らんですね。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>特に、他にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そこでなんですけれども、今回、皆さん方もこの提案をごらんになって、合併の期日がないかということにひょっとしてお気づきじゃないかと思うんです。この期日につきましては、私の方から、今回、事務局等々につきましても、いろんなものがあるかと思えます。この件に関しましては、私からの提案でありますけれども、この任意協議会中に協議案件として出させていただくということで、今回ご理解をいただきたいと、このように思いますが、よろしゅうございませうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>また、どうぞこの協議会の任期中、皆さん方からこの期日、合併の期日、これを一つ強く感じてもらって臨んでいただきたいなど、こんなふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆様のご協力には大変感謝申し上げます。</p> <p>それでは、私、議長の職を終わらせていただきます。</p> <p>本日は、長時間、まことにありがとうございました。</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>それでは、長時間にわたりまして、どうもお疲れ様でございました。</p> <p>この後、会議付属資料の一番最後 11 ページになりますが、第 3 回会議の開催日時等についてというところでございますが、次の第 3 回は、この 8 月 20 日火曜日、午後 1 時 30 分から丹原町文化会館 小ホールにおきまして開催する予定となっております。お忙しいと思いますが、万障お繰り合わせの上、ぜひともご参加いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、これをもちまして、第 2 回会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。お気をつけてお帰りくださいませ。</p>
伊藤会長	<p>どうもありがとうございました。</p>